

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理				番号	⑫	(千円)					
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額						
	会計	組織／勘定	項	事項		8 年度 当初予算額			9 年度 概算要求額			
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	財務本省	貨幣製造及信用秩序制度等企画 立案費	金融破綻処理制度等の企画及び立案 に必要な経費			11,309			11,960		
	小 計				一般会計		11,309			11,960		
						<		> の内数	<		> の内数	
					特別会計							
						<		> の内数	<		> の内数	
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの												
	小 計				一般会計							
						<		> の内数	<		> の内数	
				特別会計								
					<		> の内数	<		> の内数		
合 計					一般会計		11,309			11,960		
						<		> の内数	<		> の内数	
					特別会計							
						<		> の内数	<		> の内数	

○ 政策目標 4 - 2 : 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスを取ることが重要であると考えます。このような考えの下、金融庁等と連携して、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画・立案、それに伴う関連法令の制定・改廃を行うとともに、金融システムの安定性を支える預金保険機構等の監督を行います。仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と緊密に連携して、金融システムの安定のための諸措置を実施します。

また、災害等の影響により経営環境が悪化した事業者への支援も盛り込んだ地域経済活性化支援や東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政4-2-1 : 金融システムの安定のために必要な制度の整備

政4-2-2 : 預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施

関連する内閣の基本方針

- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）
- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）

政策目標 4 - 2 についての評価結果

政策目標についての評価

S 目標達成

評価の理由

金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行ったほか、預金保険機構等について、令和 8 年度予算の認可等を通じて適切な監督を行いました。

以上のとおり、全ての施策について評価が「S 目標達成」であるため、政策目標の評価を「S 目標達成」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。 金融機関等を巡る情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理等に十分対応できる規模の政府保証枠（用語集参照）の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に有効です。 また、金融庁等と連絡調整を密に行うことにより、事務運営を効率的に行うよう努めています。
-------	---

施策	政4-2-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備
取組内容	金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、金融庁等と連携して金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に必要な情報収集等を行い、必要な制度整備を行います。 また、金融システムのセーフティネットとしての預金保険機構等における政府保証枠（用語集参照）については、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融システムの安定のために十分な水準となるよう努めます。

定性的な測定指標	
	[主要] 政4-2-1-B-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備 (目標の内容) 金融庁等と連携して金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に関する情報収集等を行い、必要な制度整備を行います。預金保険機構等における政府保証枠について、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融システムの安定のために十分な水準となるようにします。 (目標の設定の根拠) 金融システムの安定を確保するためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達の政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行ったことから、「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
-----------	--------

評価の理由	金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達の政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
-------	--

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「預金保険機構等に対する政府保証枠」 ○参考指標 2 「国内金融機関の自己資本比率」【再掲（総4-1：参考指標 1）】 ○参考指標 3 「国内金融機関の不良債権比率・残高」【再掲（総4-1：参考指標 2）】

政 4 - 2 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：預金保険機構等に対する政府保証枠

(単位：兆円)

		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
預金保険機構		72	72	72	72	72
(内訳)	一般勘定	19	19	19	19	19
	危機対応勘定	35	35	35	35	35
	金融再生勘定	3	3	3	3	3
	金融機能強化勘定	15	15	15	15	15
農水産業協同組合貯金保険機構		8.9	8.9	8.9	8.9	8.9
生命保険契約者保護機構		0.46	0.46	0.46	0.46	0.46
銀行等保有株式取得機構		20	20	20	20	—
(株) 地域経済活性化支援機構		2	3	3	3	3
(株) 東日本大震災事業者再生支援機構		0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

(出所) 一般会計予算書を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 2：国内金融機関の自己資本比率【再掲（総 4 - 1：参考指標 1）】

参考指標 3：国内金融機関の不良債権比率・残高【再掲（総 4 - 1：参考指標 2）】

施策	政4-2-2：預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施
取組内容	金融システムの安定性を支える預金保険機構等について、適切な業務運営がなされるよう、予算・資金計画の策定や借入残高の管理等について、金融庁等と連携して監督します。 仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と連携して、金融システムの安定を確保するための諸措置を実施します。 預金保険機構については、既に供与した公的資金の回収が適切に行われるよう、金融庁と連携して監督するとともに、健全な財政の確保の観点も踏まえながら、金融機関による金融仲介機能が十分に発揮されるよう、国の資本参加についての判断を適切に行います。

	加えて、株式会社地域経済活性化支援機構については、災害等の影響により経営環境が悪化した事業者への支援を含め、地域経済の活性化を図り、これにより地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、内閣府と連携して適切に監督します。 また、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図る観点から、復興庁と連携して適切に監督します。 (参考) 大臣官房信用機構課所管法人 (1) 預金保険機構 (預金保険法) (2) 農水産業協同組合貯金保険機構 (農水産業協同組合貯金保険法) (3) 生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構 (保険業法) (4) 日本投資者保護基金 (金融商品取引法) (5) 銀行等保有株式取得機構 (銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律) (6) 株式会社地域経済活性化支援機構 (株式会社地域経済活性化支援機構法) (7) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 (株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法)
--	--

定性的な測定指標

〔主要〕 政4-2-2-B-1：預金保険機構等の適切な監督

(目標の内容)

金融システムの安定性を支える預金保険機構等について、適切な業務運営がなされるよう、予算・資金計画の策定や借入残高の管理等について、金融庁等と連携して監督します。

(目標の設定の根拠)

適切な監督を通じて預金者等の保護を図り、金融システムの安定を確保するためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

預金保険機構等については、金融システムの安定性を支える組織として適切な運営がなされるとともに、国民負担が生じないよう、金融庁等と連携して、令和8年度予算・資金計画や借入の認可、保険料率変更の認可等を行いました。また、金融機関による金融仲介機能が十分に発揮されるよう、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成16年法律第128号)に基づく国の資本参加の決定に同意しました。このほか、資本参加先からの返済を承認しました。

上記のとおり、預金保険機構等について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。

定性的な測定指標

〔主要〕 政4-2-2-B-2：株式会社地域経済活性化支援機構の適切な監督

(目標の内容)

株式会社地域経済活性化支援機構について、地域金融機関等との連携により設立したファンドの活用等を通じ、地域経済の活性化に資する事業活動の支援が行われるよう、内閣府と連携して監督します。

(目標の設定の根拠)

地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、これにより地域の信用秩序の基盤強化を図るためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	株式会社地域経済活性化支援機構については、地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、内閣府等と連携して、令和 8 年度予算の認可等を行いました。なお、株式会社地域経済活性化支援機構では、令和 7 年度において、地域金融機関等と連携しながら、1 件の事業再生支援決定、8 件の特定専門家派遣（用語集参照）決定、14 件の特定支援（用語集参照）決定が行われました（参考指標 6 参照）。 上記のとおり、株式会社地域経済活性化支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。

定性的な測定指標	
	【主要】 政4-2-2-B-3：株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督
	（目標の内容） 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、過大な債務を抱える事業者の再生支援が行われるよう、復興庁と連携して監督します。
	（目標の設定の根拠） 東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図るためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、被災地域における経済活動の維持等を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、復興庁等と連携して、令和 8 年度予算や借入の認可を行いました。なお、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構では、令和 7 年度において、支援先の商品開発や販路開拓に向けた支援など 253 件のソリューション提供が行われました。 上記のとおり、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	預金保険機構等について、令和 8 年度予算・資金計画や借入の認可、保険料率変更の認可等を通じて適切に監督を行うとともに、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構についても、令和 8 年度予算の認可等を通じて適切な監督を行いました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移」 ○参考指標 2 「預金保険機構等の借入等残高」 ○参考指標 3 「預金保険機構の資本増強額の状況」

- 参考指標 4 「生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移」
- 参考指標 5 「銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移」
- 参考指標 6 「株式会社地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移」

政 4 - 2 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移

(単位 : 件、億円)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
資金援助の件数	0	0	0	0	0
金銭贈与	—	—	—	—	—
金銭贈与 (衡平資金援助)	—	—	—	—	—
資産買取	—	—	—	—	—

(出所) 「資金援助実績表 (年度別内訳)」 (預金保険機構)

(https://www.dic.go.jp/katsudo/page_000882.html)

参考指標 2 : 預金保険機構等の借入等残高

(単位 : 億円)

	令和 3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年度末	7 年度末
預金保険機構	15,055	10,860	7,240	3,370	3,220
(内訳)					
一般勘定	—	—	—	—	—
危機対応勘定	—	—	—	—	—
金融再生勘定	10,900	6,900	3,700	—	—
金融機能強化勘定	4,155	3,960	3,540	3,370	3,220
生命保険契約者保護機構	—	—	—	—	—
銀行等保有株式取得機構	1,800	—	—	—	—
(株) 地域経済活性化支援機構	—	—	—	—	339
(株) 東日本大震災事業者再生支援機構	146	117	98	38	16

(出所) 預金保険機構等の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) いずれも政府保証付借入等の残高を記載しています。

参考指標 3 : 預金保険機構の資本増強額の状況

(単位 : 億円)

根拠法	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
旧金融安定化法	1,300	1,300	966	966	—
早期健全化法	1,200	1,200	1,200	200	—
預金保険法 (102条 1 項 1 号措置)	—	—	—	—	—
金融機能強化法	4,725	4,095	4,065	4,012	3,512
返済額 (年度ごと)	110	630	350	150	582

(出所) 預金保険機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) 返済額以外については、年度末の残高を記載しています。

参考指標 4 : 生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移

(単位 : 件、億円)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
資金援助件数	0	0	0	0	0
資金援助額	—	—	—	—	—

(出所) 生命保険契約者保護機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 5 : 銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移

(単位: 億円)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
株式等買取額	1,544	1,234	605	577	970

(出所) 銀行等保有株式取得機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 6 : 株式会社地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
事業再生支援決定件数	2 (114)	5 (119)	3 (122)	2 (124)	1 (125)
特定専門家派遣決定件数	16 (230)	10 (240)	11 (251)	5 (256)	8 (264)
ファンド設立件数	0 (44)	0 (44)	1 (45)	0 (45)	0 (45)
特定支援決定件数	14 (158)	10 (168)	11 (179)	15 (194)	14 (208)

() 書は累計件数 (事業再生支援決定件数は機構改組前の28件を含む)。

(出所) 株式会社地域経済活性化支援機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携して、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に努めるほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めます。

また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会
における外部有識者の
意見

該当なし

政策評価を行う過程に
おいて使用した資料そ
他の情報

預金保険機構等に対する政府保証枠等
預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移
預金保険機構等の借入等残高
預金保険機構の資本増強額の状況 (残高、返済額)
生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移
銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移
(株)地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移

前年度の政策評価結果
の政策への反映状況

金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携して、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用に努めたほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めました。

	また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めました。
--	---

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	9,679千円	11,074千円	11,413千円	11,309千円	
	(項)貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	9,679千円	11,074千円	11,413千円	11,309千円	
	(事項)金融破綻処理制度等の企画及び立案に必要な経費	9,679千円	11,074千円	11,413千円	11,309千円	行政事業レビューの対象外
	補正予算	—	—	—		
	繰越等	—	—	N. A.		
	合 計	9,679千円	11,074千円	N. A.		
執行額		8,059千円	9,299千円	N. A.		

(概要)

金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的とした、事務運営のために必要な経費

(注) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年11月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	大臣官房信用機構課	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月
-------	-----------	----------	------------